

【地方行政・警察委員会】

地行警察

(1) 審議概観

第146回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件並びに衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会に付託された請願3種類7件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成11年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額すること等を行おうとするものである。

委員会においては、警察職員の不祥事多発の原因と監察官制度の改善、公安委員会の職務権限、逼迫する地方財政への対応、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還計画、景気浮揚策としての公共事業の在り方、国税5税にかかる地方交付税率の変更、固定資産税評価替えによる税収問題、公債費負担比率と起債制限比率の現況、地方における行財政改革、市町村合併の進捗状況、地方議会の在り方等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第19号）は、会社、労働組合その他の団体のする政治活動に関する寄附で資金管理団体に対してされるものについて、平成6年改正法附則第9条の同法施行後5年を経過した場合において禁止する措置を講ずるものとした趣旨に則り、これを禁止する措置を講じ、所要の規定の整備を行おうとするものであり、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

11月16日、神奈川県警察等の不祥事における事案処理と再発防止策、警察職員の分限・懲戒、公安委員会の在り方、地方財政の現況、地方分権の進捗状況、市町村合併及び広域行政における基本方針、景気対策としての公共事業の進め方、介護保険制度の導入に際しての対応、沖縄サミットの海上警備及びレジャー規制、首長の多選禁止の在り方、茨城県東海村核燃料加工施設臨界事故、アロンドラ・レインボーア号海賊事件等について保利国務大臣、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年11月9日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。

○平成11年11月16日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 神奈川県警等の不祥事に関する件、地方分権の進ちょく状況に関する件、市町村合併及び広域行政に関する件、景気対策としての公共事業の進め方に関する件、介護保険制度の導入に関する件、沖縄サミットの海上警備に関する件、首長の多選禁止の在り方に関する件、防災計画に関する件等について保利国務大臣、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月9日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案**（閣法第74号）（衆議院送付）について保利国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年12月10日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案**（閣法第74号）（衆議院送付）について保利国務大臣、平林自治政務次官、橋自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第74号) 賛成会派 自民、公明、自由、参院
反対会派 民主、共産、社民

○平成11年12月15日（水）（第5回）

- 政治資金規正法の一部を改正する法律案**（衆第19号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井新君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
(衆第19号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし
- 請願第26号外6件を審査した。
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査の継続調査要書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第74号） **【要 旨】**

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成11年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を4,386億6,500万円（国・地方折半負担）

増額する。

- 2 1の借入金のうち、2,193億3,250万円（国負担分）については、その償還金に相当する額を平成13年度から平成22年度までの各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとする。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆法第19号）

【要旨】

本法律案は、会社、労働組合その他の団体のする政治活動に関する寄附で資金管理団体に対してされるものについて、平成6年改正法附則第9条の同法施行後5年を経過した場合において禁止する措置を講ずるものとした趣旨に則り、これを禁止する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 政治資金規正法の一部改正

- (1) 会社、労働組合その他の団体（政治団体を除く。（2）において同じ。）は、資金管理団体に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないものとすること。
- (2) 何人も、会社、労働組合その他の団体に対して、資金管理団体に対する政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならないものとすること。
- (3) 資金管理団体は、(1)に違反してされる寄附を受けてはならないものとすること。
- (4) (1)から(3)までに違反した者は、1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処するものとすること。

2 施行期日等

- (1) この法律は、平成12年1月1日から施行すること。
- (2) この法律による改正後の政治資金規正法の罰則（会社等の寄附の制限及び量的制限等に違反する寄附の受領の禁止に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日から平成12年3月31までの間に会社、労働組合、職員団体その他の団体が資金管理団体に対してする寄附についてされた行為に対しては、適用しないものとすること。
ただし、当該寄附により、当該団体が当該期間内に政党及び政治資金団体以外の者に対してもした寄附の額が従前の総額制限の額を超えることとなる場合又は当該団体が当該期間内に同一の者に対してした寄附の額が50万円を超えることとなる場合は、この限りでないものとすること。
- (3) その他所要の規定を整備すること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
74	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	11.11.25	11.12. 8	11.12.10 可	11.12.13 可	11.11.30 地方行政	11.12. 7 可	11.12. 7 可

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
19	政治資金規正法の一部を改正する法律案	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 櫻井 新君 (11.12.14)	11.12.14	11.12.14 (予備)	11.12.14 可	11.12.15 決	11.12.15 可			11.12.14 可 決